

特集

個人のスキルアップに、企業の人材育成に

積極活用したい

「キャリア形成支援策」

P2-4

特集2

10月開始！産後パパ育休

P6-7

育児休業が取りやすい
環境整備は万全ですか？



P5

受講料無料!好きな時に視聴

資格取得WEB講座

P5

ハラスメントのない職場に

パワハラ防止措置の義務化

P6

就労支援・労働問題

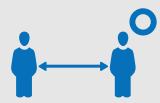
主な相談窓口一覧

P8

労政キーワード「同一労働同一賃金」

施設紹介・司書のオススメ

窓口ご利用時のお願い



労働相談や就労支援の窓口にお越しの際には、
手洗いやマスク着用を徹底していただきますとともに、
風邪のような症状があったり、体調がすぐれない場合の
来館はお控えいただきますようお願いいたします。

個人のスキルアップに、企業の人材育成に 積極活用したい「キャリア形成支援策」

「仕事で得た経験や経歴」という意味で使われることが多い「キャリア」ですが、本来は人生全体を含んでいます。5年後、10年後こうありたいと思い描き、そのために技能や知識を身につけることがキャリア形成です。

自ら進んで取り組もうとする個人と、人材開発に取り組む事業者、それぞれに向けた支援策がいろいろ用意されています。上手に活用して、よりよく働ける社会を切り拓いていきたいですね。

※支援策の利用にはそれぞれ要件が設けられています。ホームページで詳細をよく確認してください。



事業主、人事 ご担当の方へ

キャリア形成は従業員の意識を高め、主体性を引き出して、職場の活性化、人材定着さらには生産性の向上にもつながります。頼りになる人材が育つことを目指してみませんか。

従業員スキル向上を図りたい

■ 生産性向上人材育成支援センター

主に中小企業を対象に、人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施まで、人材育成に必要な支援を一貫して行っています。令和4年度からは、「中小企業等DX人材育成支援コーナー」も設置されています。

3つの支援メニュー

■ 高度な技能・技術の習得を支援 (在職者訓練：ハロートレーニング)

「ものづくり分野」を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの訓練を実施

■ 生産性向上に必要な知識等の習得を支援 (生産性向上支援訓練)

生産管理、IoT・クラウドの活用、組織マネジメント、生涯キャリア形成、マーケティングなど

■ テクノインストラクター（職業訓練指導員）の派遣、 施設・設備の貸出

職業訓練指導員の派遣や、会議室、実習場および訓練用設備・機器の貸し出しを実施

詳細は [生産性向上人材育成支援センター](#) [検索](#)

■ 認定職業訓練（兵庫県）

事業主等がその雇用する労働者に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める基準に合致したものを知事が認定し、各種の援助・助成を行っています。

訓練修了時に行われる技能照査の合格者には「技能士補」の称号が与えられ、免許・資格取得の際に有利に取り扱われるなどのメリットがあります。

詳細は [兵庫県 認定職業訓練](#) [検索](#)

■ ものづくりマイスター

中小企業・業界団体の若年技能者、工業高校の生徒等を対象に、ニーズにあわせて最適な熟練技能者（ものづくりマイスター）を派遣し、実践的な実技指導を行います。

兵庫県においては、中小企業、教育訓練機関からの訓練指導のニーズが高いと思われる建築大工、機械加工、電気溶接等が重点的に指導されています。



イメージ写真

詳細は [兵庫県 ものづくりマイスター](#) [検索](#)

従業員のカリヤ形成を促したい

■ 社内検定認定制度

社内検定のうち、一定の基準を満たしており、技能振興上奨励すべきであると認められたものを厚生労働大臣が認定する制度。認定されると「厚生労働省認定」の表示をすることができます。

知識や技能・技術の向上、従業員のモチベーションアップなどの効果があります。

詳細は

■ 職業能力評価基準

仕事に必要な「知識」「技術・技能」「成果につながる職務行動例」を見える化したもの。自社にカスタマイズすると、能力評価や人材育成に優れた効果を発揮します。

活用方法を説明したテキストや動画がウェブサイトで公開されています。

● 実践的な人材育成に

「職業能力評価シート」や、評価結果をグラフ化した「コミュニケーションシート」で従業員の能力レベルを把握して実践的な人材育成ができます。

● キャリアパスの明確化に

能力開発の標準的な道筋を示した「キャリアマップ」を活用すると、キャリアの道筋やレベルアップの目安となる年数、経験・実績、資格などを示して、従業員の成長意欲を高めることができます。

詳細は

■ 教育訓練給付制度

自ら費用負担した受講費の一部が支給されます。キャリア形成に積極的に取り組む従業員にぜひ紹介してください。

従業員が特定一般教育訓練および専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります。

詳細は

■ キャリア形成サポートセンター

4つの支援メニュー

- ジョブ・カードを活用した採用活動や従業員の人材育成等を実施する企業への支援
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施企業への支援
- セルフ・キャリアドック導入支援（相談支援・技術的支援、セミナー・研修等）
- 労働者に対する専門的なキャリアコンサルティング機会の提供

詳細は

採用・育成、人材開発に取り組みたい

■ ユースエール認定制度

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。



ユースエール認定企業になると

1. ハローワークなどで重点的PRを実施
 2. 認定企業限定の就職面接会などの参加が可能
 3. 自社の商品・広告などに認定マークの使用が可能
- この他にも、公共調達における加点評価や、日本政策金融公庫の低利融資などのメリットがあります。

詳細は

■ 人材開発支援助成金

令和4年度からは、「人への投資促進コース」が創設され、高度デジタル人材の育成やIT分野未経験者の即戦力化の訓練を行う事業主への高率助成や、受講のための休暇・時短制度を導入する事業主への助成の拡充など、5つの助成が加わりました。また、オンライン研修も助成対象となりました。

詳細は

働いている方・働こうとしている方へのキャリア形成支援策

働きながらスキルアップしたい

■ 教育訓練給付金

指定の教育訓練（対象講座は1.4万件）を修了した人に受講費用の20～70%を支給。

【活用例】

- ・現場でのスキルアップに、大型2種自動車免許取得講座を受講
- ・看護師を目指して専門学校に3年間通学し資格を取得

詳細は

[検索](#)

■ ハートレーニング（在職者訓練）

「ものづくり分野」や「オフィス業務で役に立つ分野」などで、実習を中心とした訓練コースを受講。

2～5日間程度の訓練でスキル・知識を習得できます。

詳細は

[検索](#)

■ 求職者支援制度（コロナ特例）

再就職・転職・スキルアップを目指す方が、無料の職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月10万円の給付金を受給できる制度です。

コロナの影響を受けて離職を余儀なくされた方やシフト制で働く方などが、制度を利用しやすくするため、給付金の支給や対象者の要件などが緩和されています。（令和5年3月末まで）

詳細は

[検索](#)

自身のキャリアを見直したい

■ キャリア形成サポートセンター

今の仕事や将来のキャリアに不安を感じている、新たにスキルを身に付けたい…など、働いている方が今後の仕事の方向性などについてオンラインで専門家（キャリアコンサルタント）に無料で相談ができます。

- 1回60分（予約制）Web相談対応

詳細は

[検索](#)

■ ジョブ・カード【キャリアの棚卸し】

これまでの仕事や学んだこと、職業訓練、免許・資格など、自分の能力や強みをジョブ・カードで整理しましょう。今後の目標を考えたり、求職活動での自己PRに役立ちます。

ジョブ・カードは、ご自身で「ジョブ・カード制度総合サイト」からオンライン上で作成するか、キャリアコンサルタントと相談しながら作成します。働いている方は「キャリア形成サポートセンター」に、求職中の方はハローワークに相談してください。

詳細は

[検索](#)

■ job tag（職業情報提供サイト：日本版O-NET）

職業について、内容、就労する方法、求められる知識・スキルや、どのような人が向いているかなどが総合的にわかるサイトです。

どんな仕事が自分に向いている？自分のスキルはどれくらいのレベル？何が必要？

各種検査などで、あなたに向いている職業を探索。職業の内容、必要なスキルなども確認できます。

詳細は

[検索](#)

就職・転職をしたい、離職した

■ ハローワーク

仕事探しの相談（無料・予約不要）

- ハローワーク西宮 電話 0798-22-8600
西宮市池田町13-3 JR西宮駅南庁舎2F～4F

詳細は

[検索](#)

■ ハートレーニング（離職者訓練・求職者支援訓練）

再就職を目指す方が、雇用保険の失業給付や月10万円の給付金を受給しながら、無料で職業訓練を受講できます。

詳細は

[検索](#)

求職者のための資格取得WEB講座を開講!

近年、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方、離職の恐れのある方が増加傾向にあります。

西宮市では、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策基金(新型コロナ対策みやっこ元気寄附金)を活用して「資格取得WEB講座」を実施しています。求職者が再就職・転職を有利に進むように資格講座を開講し資格取得を支援します。

【問合せ先】

「Re:workにしのみや」運営事務局

時間 月～金・第2・4土(日曜、祝日、年末年始を除く) 10:00～18:00

TEL 0798-23-1153

MAIL info@rework-nishinomiya.jp

西宮市 資格取得講座

検索



● 受講料無料*

● 好きな時間に視聴可能

*テキスト代・資格試験受験料・振込手数料・送料等は受講生負担

● 対象者

- 求職者または転職をお考えで、令和4年度、5年度に資格試験を受験予定の方
- 「Re:workにしのみや」にご登録の上、就職活動される方
- 資格試験の受験状況をご報告いただける方

● 申込期限: 令和5年1月31日(火曜日) まで

● 短時間で取得をめざせる資格をラインナップ

- 「PCスキル講座(Excel)」資格
: Microsoft Office Specialist (一般レベル)
- 「PCスキル講座(Word)」資格
: Microsoft Office Specialist (一般レベル)
- 「調剤事務講座」資格: 調剤事務認定実務者
- 「医療事務講座」資格: 医療事務認定実務者
- 「FP講座」資格: 3級フィナンシャルプランニング技能検定
- 「日商簿記講座」資格: 日商簿記検定3級
- 「ITパスポート講座」資格: ITパスポート試験
- 「TOEIC講座」資格: TOEICスコア600
- 「登録販売者試験講座」資格: 登録販売者

*PCスキル講座はオンライン形式で実施。定員各50名。

職場のパワハラ防止措置

令和4年4月1日より中小企業の事業主にも義務化

職場におけるパワーハラスメント



身体的な攻撃



精神的な攻撃



人間関係からの切り離し



個の侵害



過大な要求



過小な要求

職場での様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権にかかわる許されない行為です。

事業主、働く人全員で、ハラスメントのない職場にしていくことを心がけましょう。

事業主は、ハラスメントについての方針の明確化や相談体制の整備を行い、事案が生じた場合は迅速に対応しなければなりません。また、相談等をした労働者に対する不利益取扱いは禁止されています。

職場のハラスメント対策についての相談・お問合せ
兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

TEL 078-367-0820

ポータルサイト「あかるい職場応援団」



START!

10月スタート!産後パパ育休制度

「育児・介護休業法」が改正されて、令和4年4月より順次施行されています。男女とも仕事と育児を両立できるよう創設された「産後パパ育休（出生時育児休業）制度」が、10月1日より始まります。

子の出生後8週間以内に最大4週間の休業を育児休業とは別に取得できるようになります。また、2回に分割して取得することができます。産後パパ育休も育児休業給付の対象です。条件が合えば、休業中の就業も可能ですので、「仕事があって休みづらい」という方でも取得しやすくなっています。



通常の育児休業についても、分割取得が可能となり、1歳以降の延長開始日が柔軟化されるなど、改正されています。出産予定のある方は、制度をよく研究し、ご家庭の状況にあった取得プランを立てておきましょう。

	産後パパ育休 (新設)	育児休業制度 (改正後)	育児休業制度 (改正前)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に限り 再取得可能	再取得不可

主な相談窓口一覧

就労支援

【ハローワーク】しごとサポートウェブにしきた	月～金 9:00～17:00	0798-68-1021 プレラにしのみや4階(西宮市高松町4番8号)
Re:workにしのみや	月～金・第2・4土 10:00～18:00	0798-23-1153 勤労青少年ホーム3階(西宮市松原町2番37号)
【若者】西宮若者サポートステーション	月～金・第2土 9:30～18:00	0798-31-5951 勤労会館1階(西宮市松原町2番37号)
【中高年】西宮市中高年しごと相談室	月・火・木・金、第1・3・5水、第2・4土 10:00～18:00	0798-42-7717 勤労会館1階(西宮市松原町2番37号)
【生活困窮者】ソーシャルスポット西宮よりそい	月～金 9:00～17:00	0798-31-0199 西宮市役所南館1階(西宮市六湛寺町10番3号)
【障害のある人】障害者就労生活支援センター「アイビー」	月～金 9:00～17:30	0798-22-2725 総合福祉センター2階(西宮市染殿町8番17号) FAX 0798-22-2724

労働問題

労働相談(西宮市)	毎週火曜 15:00～19:00 第2・4土曜 13:00～18:00	0798-32-7170 勤労青少年ホーム2階(西宮市松原町2番37号)
西宮総合労働相談コーナー(西宮労働基準監督署)	月～金 9:00～17:00	0798-26-3733 西宮地方合同庁舎3階(西宮市浜町7番35号)
労働条件相談ほっとライン(厚生労働省)	月～金 17:00～22:00 土・日 9:00～21:00	【フリーダイヤル】 0120-811-610

外国語(13言語)の相談窓口は右のコードから案内サイトへアクセスしてください。
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>



育児休業が取りやすい環境整備は万全ですか？

令和4年4月1日より、改正育児・介護休業法が順次施行され、全ての企業に「育児休業を申請しやすくするための雇用環境整備」や、「妊娠・出産する予定を申し出た従業員への個別周知・意向確認」の措置が義務付けられました。

事業主や管理職の方にとって、育児休業は「休まると仕事が回らない」、「断ったらハラスメントになる」、「取得して欲しいとは思いが正直厳しい」など、様々な思いがあるのではないのでしょうか。

育児休業法は、女性の職場進出、核家族化の進行、少子化による労働人口の低下を背景に、今から30年前の平成4年4月1日に施行されました。それから20年後の平成24年、育児休業の取得率※は女性83.6%、男性1.89%、女性の取得率と比べて、男性の取得率は僅かでした。しかし令和2年には、女性81.6%、男性12.65%

となり、約8人に1人の男性が育児休業を取得するようになりました。時代が移り変わり、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に縛られない、多様なライフスタイルが広がりを見せ、今後は女性だけでなく、育児休業の取得を希望する男性が増えていくことが予想されます。

現実問題として、従業員が育児休業を取得することで、「代替人員の確保」、「仕事の割り振りの見直し」など、様々な課題があります。しかし、そうした課題に対応しなければ、自分のスキルを活かせる職場や、より働きやすい環境を求めて転職する人が続出し、優秀な人材の確保が一層難しくなります。希望に応じて男女ともに仕事と育児を両立できるように雇用環境を整備することは、必要なことではないのでしょうか。

※ 厚生労働省「雇用均等基本調査」



雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は右記のいずれかの措置を講じなければなりません。

※複数の措置を講じることが望ましいです。

01. 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
02. 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
03. 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
04. 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

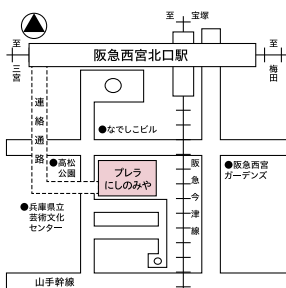
● 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する右記の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。
※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

周知事項	個別周知・意向確認の方法
01. 育児休業・産後パパ育休に関する制度	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。 ③④は労働者が希望した場合のみ。
02. 育児休業・産後パパ育休の申し出先	
03. 育児休業給付に関すること	
04. 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い	

西宮市男女共同参画推進課（西宮市男女共同参画センター ウェーブ）



女性のための相談室

女性のカウンセラー、弁護士、キャリアコンサルタントによる相談です。一人で悩まず、気軽に相談室を訪ねてください。

- 電話相談 TEL.0798-64-9499 月・木 10:00~12:00 13:00~16:00
- 面接相談 要予約 TEL.0798-64-9498 月・火・水・木・土 10:00~16:30
- 法律相談 要予約 TEL.0798-64-9498 第3金 14:00~17:00
- チャレンジ相談 要予約 TEL.0798-64-9498 偶数月 第2金 10:00~13:00 奇数月 第3水 13:00~16:00

図書・資料コーナー

情報は「力」です。女性のための情報、男女共同参画に関する資料等を収集し、提供しています。

- 閲覧：開館時間中 貸出：月~土 10:00~17:15



- 〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4階 ■開館時間：1月4日~12月28日 9:00~22:00
- TEL:0798-64-9495 FAX:0798-64-9496 ■受付時間：月~土9:00~17:15（日曜、祝日を除く）
- URL: <https://www.nishi.or.jp/access/sonotashisetsu/danjokyodo/danjokyodocenter.html>





Keyword

労政キーワード

同一労働同一賃金

どのような雇用形態、就業形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法では、正社員との間での不合理な待遇差を禁止しています。すべての企業は、公正な待遇の確保(同一労働同一賃金)に向けて取り組むことが求められています。また、事業主は、待遇差の内容や理由について説明するよう義務付けられています。

基本給や賞与、手当などの待遇差を「仕方がない」と思わずに、事業主(人事担当者)に説明を求めてみませんか。



詳しくは、
多様な働き方の実現応援サイト
<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>



施設紹介

松原体育館

(サン・アビリティーズ にしのみや)

気軽に使える!仕事帰りにも便利な駅近!

阪神とJRの両方の西宮駅からも近くて便利な施設です。団体の利用の他に、子供から大人まで様々なスポーツ教室もあり、バドミントンなど、夜の教室も人気です。

手軽に安価に使える2階のトレーニング室には、4種類の筋力マシンと2台のランニングマシンがあります。シャワーの設備もあるのがうれしいですね。



所在地 西宮市松原町2-41 TEL 0798-33-3878

利用時間 8時~22時(保守点検日:原則第2水曜日)

詳しくは市のホームページで

ページ番号 97121299

検索



司書のオススメ

『世にも珍奇な植物図鑑 絶滅危惧種40の奇跡』

エド・アイキン/著 キュー王立植物園/監修 清水晶子/訳
河出書房新社

風変わりな植物の歴史や生態を解説した図鑑。「世にも珍奇」とあるにも関わらず、身近なアロエが紹介されるのはなぜでしょう?実はアロエ、今でも野生の原種は発見されていません。起源不明のまま世界中で栽培されている植物なのです。

珍しい植物の精密なイラストを眺めるだけでも楽しめる一冊、ちょっとした気分転換にもおすすめです。

(協力:西宮市立図書館)



編集・発行:西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37

西宮市立勤労青少年ホーム

TEL:0798-35-5286 FAX:0798-34-7700

<https://www.nishi.or.jp/kurashi/rodo/index.html>

ページ番号: 74265377

